

香川県会計規則及び特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第36号

香川県会計規則及び特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部を改正する規則
(香川県会計規則の一部改正)

第1条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 契約(第142条～第187条)</p> <p>　第1節 通則(第142条～第163条)</p> <p>　第142条～第156条 略</p> <p>　第157条(契約保証人に対する履行請求)</p> <p>　第158条～第163条 略</p> <p>　第2節 一般競争契約(第164条～第178条)</p> <p>　第164条～第173条 略</p> <p>　第174条(落札者の決定)</p> <p>　第175条～第178条 略</p> <p>　第3節・第4節 略</p> <p>第5章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>(支払案内書の発行)</p> <p>第61条 会計管理者又は県税事務所の出納員は、小切手による支払を決定したとき、若しくは所の出納員から小切手による支払の内容の報告を受けたとき、又は支払書(現金払(払込みによるものを除く。)又は隔地払に係るものに限る。)を作成したときは、速やかに、支払案内書(第26号様式)を作成し、債権者に送付しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 契約(第142条～第187条)</p> <p>　第1節 通則(第142条～第163条)</p> <p>　第142条～第156条 略</p> <p>　第157条(保証人に対する履行請求)</p> <p>　第158条～第163条 略</p> <p>　第2節 一般競争契約(第164条～第178条)</p> <p>　第164条～第173条 略</p> <p>　第174条(同価入札)</p> <p>　第175条～第178条 略</p> <p>　第3節・第4節 略</p> <p>第5章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>(支払案内書の発行)</p> <p>第61条 会計管理者又は県税事務所の出納員は、小切手による支払を決定したとき、若しくは所の出納員から小切手による支払の内容の報告を受けたとき、又は支払書(現金払(払込みによるものを除く。)又は隔地払に係るものに限る。)を作成したときは、速やかに、支払案内書(第26号様式)を作成し、債権者に送付しなければならない。<u>ただし、会計管理者が指定する支払については、この限りでない。</u></p>
(契約担当者の職務)	(契約担当者の職務)

第143条 契約担当者は、契約の締結に当たっては、常に公正を旨とし、その契約の履行の確保に努めなければならない。

(契約書の作成)

第144条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 請負契約の場合

ア・イ 略

ウ 製造の着手及び完成の時期

エ 履行の場所

オ 請負金額の支払の時期

カ～ユ 略

サ 履行遅延その他の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害賠償に関する事項

シ～ト 略

(2) 売買契約の場合

ア～ウ 略

エ 売買金額の支払の時期

オ～ケ 略

キ 履行遅延その他の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害賠償に関する事項

ク・ケ 略

コ 検査、検収並びに引渡しの時期及び場所

サ～タ 略

(3) 賃貸借契約の場合

ア～ウ 略

エ 引渡しの時期及び場所

オ 賃貸借料の支払の時期

カ 略

キ 履行遅滞その他の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害賠償に関する事項

ク～シ 略

(4) 交換契約の場合

ア～ウ 略

第143条 契約担当者は、契約の締結にあたっては常に公正を旨とし、その契約の履行の確保に努めなければならない。

(契約書の作成)

第144条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 請負契約の場合

ア・イ 略

ウ 製造の着手の時期及び完成の時期

エ 請負金額の支払の時期及び場所

オ～ケ 略

コ 履行遅延その他の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害賠償に関する事項

サ～テ 略

(2) 売買契約の場合

ア～ウ 略

エ 売買金額の支払の時期及び場所

オ・カ 略

キ 履行遅滞その他の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害賠償に関する事項

ク・ケ 略

コ 検査、検収並びに引渡しの時期及びその場所

サ～タ 略

(3) 賃貸借契約の場合

ア～ウ 略

エ 引渡しの時期及び場所に関する事項

オ 賃貸借料の支払の時期及び場所

カ 略

キ 履行遅滞その他の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害賠償に関する事項

ク～シ 略

(4) 交換契約の場合

ア～ウ 略

工 交換差金の額及び支払の時期

オ 略

カ 履行遅滞その他の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害賠償に関する事項

キ 検査及び引渡しの時期及び場所

ク～サ 略

(5) 略

2 前項に規定する契約書には、双方記名押印し、各自1通を保有しなければならない。ただし、契約保証人のある場合は、3通作成し、契約担当者及び相手方並びに契約保証人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(契約保証人)

第146条 契約担当者は、契約の性質又は目的によりその契約の履行を確保するため必要があると認めるときは、契約保証人を立てさせなければならぬ。

(予定価格)

第147条 契約担当者は、契約に付する事項の価格の総額について、設計書、仕様書その他の関係書類に基づき、予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。ただし、法令の規定により価格の制限があるものについては、その額を超えない価格でなければならない。

3 略

4 競争入札に付する場合においては、予定価格を記載した書面を封筒に入れ、これを封かんし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

5 契約担当者は、特に必要があると認めるときは、予定価格の作成前に知事の承認を得て、当該入札執行前にその予定価格を公表することができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

(予定価格の秘密)

第148条 契約担当者は、予定価格の作成に当たっては、厳正に処理し、直

工 交換差金の額並びに支払の時期及び場所

オ 略

カ 履行遅滞その他の債務不履行の場合における遅延利息その他損害賠償に関する事項

キ 検査及び引渡しの時期及びその場所

ク～サ 略

(5) 略

2 前項に規定する契約書には、双方記名押印し、各自1通を保有しなければならない。ただし、保証人のある場合は3通作成し、契約担当者及び相手方並びに保証人が記名押印の上各自1通を保有するものとする。

(契約保証人)

第146条 契約担当者は、契約の性質又は目的によりその契約の履行を確保するため必要があると認めるときは、契約保証人をたてさせなければならぬ。

(予定価格)

第147条 契約担当者は、契約に付する事項の価格の総額について設計書、仕様書その他の関係書類に基づき、予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。ただし、法令の規定により価格の制限のあるものについては、その額を超えない価格でなければならない。

3 略

4 競争入札に付する場合においては、予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

5 契約担当者は、特に必要があると認めるときは、予定価格の作成前に知事の承認を得て、当該入札執行前にその予定価格を公表することができる。

(予定価格の秘密)

第148条 契約担当者は、予定価格の作成にあたっては、厳正に処理し、直

接契約に関する職員以外の者をこれに関与させてはならない。

(保証金の納付)

第149条 略

2 前項の入札保証金及び契約保証金の額は、それぞれ次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

3 契約担当者は、契約金額の増減があった場合は、その増減の割合に従つて契約保証金を増減しなければならない。

4 略

(保証金に代える担保)

第150条 略

(1) 国債、地方債、国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したものの、政府保証債、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券又は確実と認められる社債

(2)・(3) 略

2・3 略

(履行遅滞に対する遅延利息)

第153条 契約担当者は、契約の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、契約を解除する場合及び第155条の規定により履行期間の延長を承認した場合を除き、遅滞日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は代価に年3.3パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならない。

2 略

(損害賠償金の徴収)

第154条 契約担当者は、契約の相手方に対し損害賠償金を徴収する場合において、さきに納付した契約保証金があるときは、損害賠償金の一部として充当する旨をあらかじめ約定しなければならない。

接契約に関する職員以外の者をこれに関与させてはならない。

(保証金の納付)

第149条 略

2 前項の入札保証金及び契約保証金の額は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

(1)・(2) 略

3 契約担当者は、契約金額の増減があった場合は、その増減の割合にしたがって契約保証金を増減しなければならない。

4 略

(保証金に代える担保)

第150条 契約担当者は、次に掲げる有価証券等を入札保証金又は契約保証金に代わる担保として徴することができる。この場合において、定期預金証書については、金融機関の質入れ又は譲渡に関する承諾書を添付させなければならない。

(1) 国債、地方債、国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したものの、政府保証債又は確実と認められる金融債若しくは社債

(2)・(3) 略

2・3 略

(履行遅滞に対する遅延利息)

第153条 契約担当者は、契約の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、契約を解除する場合及び第155条の規定により履行期間の延長を承認した場合を除き、遅滞日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は代価に年3.6パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならない。

2 略

(損害賠償金の徴収)

第154条 契約担当者は、契約の相手方に対し、損害賠償金を徴収する場合において、さきに納付した契約保証金があるときは、損害賠償金の一部として充当する旨をあらかじめ約定しなければならない。

(契約期間の延長)

第155条 略

2 前項の規定により履行期間を延長したときは、その旨を相手方に通知しなければならない。

(契約保証人に対する履行請求)

第157条 契約担当者は、契約を締結するに当たって契約保証人を立てる場合において、契約の相手方が契約期限までに契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるときは、その契約保証人に対し、契約の履行を書面により請求しなければならない。この場合においては、契約の相手方に対しても、書面により通知するものとする。

(契約の解除)

第158条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除する旨を約定しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(契約解除に伴う履行部分の代金支払)

第159条 契約担当者は、契約を解除したときは、履行部分について検査又は検収をし、県が引き取るものについては、当該部分に対する代価を支払うものとする。

(検査又は検収)

第160条 契約担当者は、当該契約が履行された旨の通知を受けた日から10日以内に、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて検査又は検収をしなければならない。契約の定めるところにより代価の一部を支払おうとするときも、また同様とする。

2 契約担当者は、前項の規定による検査又は検収を行う場合は、契約の相手方又は当該契約に関する職員を立ち会わせなければならない。ただし、必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による検査又は検収の終了後は、契約担当者又はその命を受けて検査若しくは検収をした職員は、契約の相手方の履行についての届出書等の余白に、その職及び氏名並びに検査又は検収済の旨及びその年月

(契約期間の延長)

第155条 略

2 前項の規定により履行期間を延長したときは、その旨を相手方に通知しなければならない。

(保証人に対する履行請求)

第157条 契約担当者は、契約を締結するに当たって契約保証人を立てる場合において、契約の相手方が契約期限までに契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるときは、その契約保証人に対し、契約の履行を書面により請求しなければならない。この場合においては、契約の相手方に対しても書面により通知するものとする。

(契約の解除)

第158条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は契約の全部又は一部を解除する旨を約定しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(契約解除に伴う履行部分の代金支払)

第159条 契約担当者は、契約を解除したときは、履行部分について、検査又は検収をし、県が引取るものについては、当該部分に対する代価を支払うものとする。

(検査又は検収)

第160条 契約担当者は、当該契約が履行された旨の通知を受けた日から10日以内に契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて検査又は検収をしなければならない。契約の定めるところにより代価の一部を支払おうとするときも、また同様とする。

2 契約担当者は、前項に規定する検査又は検収を行う場合は、契約の相手方又は当該契約に関する職員を立ち会わせなければならない。ただし、必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による検査又は検収の終了後は、契約担当者又はその命を受けて検査又は検収をした職員は、契約の相手方の履行についての届出書等の余白にその職及び氏名並びに検査又は検収済の旨及びその年月日を記

日を記載し、押印しなければならない。前項本文の規定により検査又は検収に立ち会った職員についても、同様とする。

(支払の時期)

第161条 収支命令者は、正当な請求書を受理した日から、工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内に支払わなければならない。

2 特別の理由により前項に規定する期間内に支払うことが困難なものについては、債権者の承認を得て、正当な請求書を受理した日から、工事代金については60日、その他の給付の対価については45日以内に支払うことができる。

3 県がその責めに帰すべき理由により、前2項に規定する期間内に契約代金を支払わないときは、債権者の請求により当該期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に年3.3パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。この場合において、契約で特別に定めるもののほか、遅延利息の額が100円未満であるときはその全額を、遅延利息の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

4 収支命令者、会計管理者又は県外出納員は、債権者から提出された請求書に違法又は不当があったときは、その理由を明らかにして債権者に返戻しなければならない。この場合において、返戻した日から債権者の是正した請求書を受理した日までの期間は、第1項又は第2項に規定する期間には算入されないものとする。

(支給材料の保管)

第162条 契約担当者は、製造その他の請負の場合において、材料を契約の相手方に引き渡したときは、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、当該材料について損害が発生した場合は、契約の相手方においてその損害を負担する旨をあらかじめ約定しなければならない。

(部分払)

第163条 契約担当者は、契約金額が50万円以上である場合においては、物件の買入れについてはその既納部分に対する代価の、製造その他の請負についてはその既済部分に対する価格のそれぞれ10分の9を超えない範囲内において、部分払をする旨の約定をすることができる。

載し、押印しなければならない。前項本文の規定により検査又は検収に立ち会った職員についても、同様とする。

(支払の時期)

第161条 収支命令者は、正当な請求書を受理した日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日(以下「約定期間」といふ。)以内に支払わなければならない。

2 特別の理由により約定期間内に支払うことが困難なものについては債権者の承認を得て、正当な請求書を受理した日から工事代金については60日、その他の給付の対価については45日以内を約定期間とすることができる。

3 県がその責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約代金を支払わないときは、債権者の請求により約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に年3.6パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。この場合において、契約で特別に定めるもののほか、遅延利息の額が100円未満であるときはその全額を、遅延利息の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

4 収支命令者、会計管理者又は県外出納員は、債権者から提出された請求書に違法又は不当があったときは、その理由を明らかにして債権者に返戻しなければならない。この場合において、返戻した日から債権者の是正した請求書を受理した日までの期間は、約定期間には算入されないものとする。

(支給材料の保管)

第162条 契約担当者は、製造その他の請負の場合において材料を契約の相手方に引き渡したときは、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、当該材料について損害が発生した場合は、契約の相手方においてその損害を負担する旨をあらかじめ約定しなければならない。

(部分払)

第163条 契約担当者は、契約金額が50万円以上である場合においては、物件の買入れについてはその既納部分に対する代価、製造その他の請負についてはその既済部分に対する価格のそれぞれ10分の9を超えない範囲内において、部分払をする旨の約定をすることができる。

2 前項に規定する部分払の回数は、次の区分によらなければならない。ただし、契約担当者において必要があると認めるときは、部分払の回数を増減することができる。

- (1) 契約金額が50万円以上100万円未満のもの 1回
- (2) 契約金額が100万円以上250万円未満のもの 2回
- (3) 契約金額が250万円以上500万円未満のもの 3回
- (4) 契約金額が500万円以上のものについては、4回とし、以下500万円を増すごとに1回を加えた回数

(入札の公告)

第166条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して10日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日まで短縮することができる。

- (1)～(5) 略
- (6) 現地説明会の日時及び場所
- (7)～(13) 略

2 略

(最低制限価格)

第167条 契約担当者は、一般競争入札により製造その他についての請負の契約をしようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、最低制限価格を設けることができる。この場合において、製造の請負の契約に係る最低制限価格は、予定価格の10分の8から3分の2までの範囲内で設けるものとする。

2 略

(入札)

第168条 略

- (1)・(2) 略

- (3) 入札書は、インク又は墨で記入させ、記名押印させること。
- (4) 既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせないこと。

2 略

2 前項に規定する部分払の回数は、次の区分によらなければならない。ただし、契約担当者において必要があると認めるときは部分払の回数を増減することができる。

- (1) 契約金額50万円以上100万円未満 1回
- (2) 契約金額100万円以上250万円未満 2回
- (3) 契約金額250万円以上500万円未満 3回
- (4) 契約金額500万円以上のものについては4回とし、以下500万円を増すごとに1回を加えた回数

(入札の公告)

第166条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して10日前までに次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、特に必要があると認めるときは、その期間を5日まで短縮することができる。

- (1)～(5) 略
- (6) 現場下見の日時及び場所
- (7)～(13) 略

2 略

(最低制限価格)

第167条 契約担当者は、一般競争入札により製造その他についての請負の契約をしようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、最低制限価格を設けることができる。この場合において、製造の請負の契約に係る最低制限価格は、予定価格の10分の8から3分の2までの範囲内で設けるものとする。

2 略

(入札)

第168条 契約担当者は、指定日時及び指定場所に入札者を出席させ、入札保証金に係る領収書の提示を求めた上、入札書（第68号様式）を用い、次に掲げるところにより入札をさせなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 入札書は、インク又は墨で記入させ記名押印させること。
- (4) 既に提出した入札書の取換え、変更又は取消しをさせないこと。

2 略

3 契約担当者は、入札に際し不正の行為があると認めたときは、その者の入札を拒絶することができる。

(無効入札)

第171条 入札に加わることのできない者のした入札及び次の各号のいずれかに該当する場合における当該入札は、無効とする。

(1)～(3) 略

(4) 入札保証金の納付がない場合又は不足する場合

(5)～(7) 略

(入札又は開札の取消し又は延期)

第172条 略

2 前項の規定により入札又は開札の取消し又は延期をしたときは、直ちに入札者に通知するものとする。

3 第1項の規定による入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(落札者の決定)

第174条 契約担当者は、入札者のうち予定価格の制限の範囲内で最低価格（収入の原因となる契約にあっては、最高価格）の入札をした者を落札者としなければならない。

2 契約担当者は、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札をした者のうち最低価格の入札をした者を落札者としなければならない。

3 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。

(せり売り)

第178条 契約担当者は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争契約の規定を準用し、せり売りに付することができる。

(無効入札)

第171条 契約担当者は、入札に加わることのできない者のした入札及び次の各号のいずれかに該当する場合における当該入札は、無効である旨を公告しておかなければならぬ。

(1)～(3) 略

(4) 入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合

(5)～(7) 略

(入札又は開札の取消し又は延期)

第172条 略

2 前項の規定による入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(同価入札)

第174条 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。

(せり売り)

第178条 契約担当者は、動産の売払について特に必要があると認めるときは、一般競争契約の規定を準用し、せり売りに付することができる。

(指名競争入札ができる場合)

第179条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、指名競争入札によることができる。

(1)～(3) 略

(入札指名願等)

第180条 略

2 契約担当者は、前項の入札指名願書を受理したときは、その記載内容に基づき、契約の種類ごとに入札指名人名簿に登載しなければならない。

(入札参加者の指名)

第181条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、契約の種類、目的及び金額に応じ入札指名人名簿に登載した者で当該入札に参加することができる資格を有するもののうちから最も適当と認める者を、なるべく5人以上指名しなければならない。

(入札の通知)

第182条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、前条の規定により指名した者に対し、入札期日から起算して7日前までに、第166条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる事項を口頭又は書面により通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を短縮することができる。

2 略

(随意契約ができる場合)

第184条 略

(1)～(11) 略

(12) 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。

(13)～(16) 略

(随意契約の手続の特例)

第184条の2 略

(1) 略

(指名競争入札ができる場合)

第179条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合においては、指名競争入札によることができる。

(1)～(3) 略

(入札指名願等)

第180条 略

2 契約担当者は、前項の入札指名願書を受理したときはその記載内容に基づき、契約の種類ごとに入札指名人名簿に登載しなければならない。

(入札参加者の指名)

第181条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、契約の種類、目的及び金額に応じ入札指名人名簿に登載した者で当該入札に参加することができる資格を有するもののうちから最も適当と認める者をなるべく5人以上指名しなければならない。

(入札の通知)

第182条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、前条の規定により指名した入札者に対し、入札期日から起算して7日前までに第166条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる事項を口頭又は書面により通知しなければならない。ただし、特に必要があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

2 略

(随意契約ができる場合)

第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

(1)～(11) 略

(12) 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。

(13)～(16) 略

(随意契約の手続の特例)

第184条の2 契約担当者は、前条第8号から第11号までの規定により随意契約をするときは、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 略

(2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の選定基準及び決定方法並びに契約の申込方法を公表すること。

(3) 略

(見積書の徵収)

第186条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者（第184条第6号の契約でその予定価格が50万円を超えるものを随意契約によりしようとする場合にあっては、3人以上の者。以下同じ。）から見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不適当と認めるときは、この限りでない。

(検査の範囲等)

第263条 略

2 検査を受ける者は、検査員から前項の規定により書類の提出を求められたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(時間外における検査)

第266条 検査は、執務時間外又は休日においても行うことができる。

(検査の終了の証明等)

第269条 検査員は、指定金融機関等の検査を終了したときは、関係帳簿の余白に検査が終了した旨及び検査の終了年月日を記載し、検査員の印を押印するとともに、現金検定書（第125号様式）を2通作成し、検査員及び指定金融機関等がともに記名押印の上、1通を指定金融機関等に交付し、他の1通を会計管理者に提出しなければならない。

別表第1（第2条関係）

所の名称

1 知事部局の所

(1)～(7) 略

(8) 消防学校

(9)～(46) 略

2 教育委員会の所

(1)～(28) 略

(2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の選定基準及び決定方法並びに契約の申込み方法を公表すること。

(3) 略

(見積書の徵収)

第186条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不適当と認めるときは、この限りでない。

(検査の範囲等)

第263条 略

2 検査を受ける者は、検査員から前項の規定により書類の提出を求められたときは、これを拒むことはできない。

(時間外における検査)

第266条 検査は、執務時間外又は休日においても行うことがある。

(検査の終了の証明等)

第269条 検査員は、指定金融機関等の検査を終了したときは、関係帳簿の余白に検査が終了した旨及び検査の終了年月日を記載し、検査員の印を押印するとともに現金検定書（第125号様式）を2通作成し、検査員及び指定金融機関等がともに記名押印の上、1通を指定金融機関等に交付し、他の1通を会計管理者に提出しなければならない。

別表第1（第2条関係）

所の名称

1 知事部局の所

(1)～(7) 略

(8)～(45) 略

2 教育委員会の所

(1)～(28) 略

(29)～(46) 略

3 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	自治振興課の収入取扱員	自己の本人確認情報の開示に係る書面の作成及び交付に要する費用並びに国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しに係る写しの交付に要する費用及び政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料の収納
略		
県民活動・男女共同参画課の収入取扱員	課（警察本部会計課及び議会事務局を除く。）並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関（青年センター及び森林センターを除く。）の行政文書公開手数料等、行政資料等の複写及び出力に要する費用並びに行政資料の販売代金の収納	
略		
青年センターの収入取扱員	略	
略		
略		
県立ミュージアムの出納員	県立ミュージアムの収入取扱員	略
	文化会館の収入取扱員	文化会館の使用料及び県民ギャラリーの観覧料並びに文化会館における県立ミュージアムの前売入場券及び年間観

(29) 多度津工業高等学校

(30)～(47) 略

3 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	自治振興課の収入取扱員	自己の本人確認情報の開示に係る書面の作成及び交付に要する費用並びに政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料の収納
略		
県民活動・男女共同参画課の収入取扱員	課（警察本部会計課及び議会事務局を除く。）並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関（青年センター、消防学校及び森林センターを除く。）の行政文書公開手数料等、行政資料等の複写及び出力に要する費用並びに行政資料の販売代金の収納	
略		
青年センターの収入取扱員	略	
消防学校の収入取扱員	消防学校の行政文書公開手数料等の収納	
略		
県立ミュージアムの出納員	県立ミュージアムの収入取扱員	略
	文化会館の収入取扱員	文化会館の使用料及び文化会館における県立ミュージアムの前売入場券の売
		払代金の収納

覧券の売払代金の収納		
文書館の出納員	略	
消防学校の出納員	<u>消防学校の収入取扱員</u>	<u>消防学校の行政文書公開手数料等の収納</u>
略		
農業試験場の出納員	略	
	農業試験場小豆分場の収入取扱員	略
	略	
	略	

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	略	
	青年センターの物品取扱員	略
	略	
県立ミュージアムの出納員	略	
消防学校の出納員	<u>消防学校の物品取扱員</u>	<u>消防学校の所掌に係る物品の出納及び保管</u>
略		
農業試験場の出納員	略	
	農業試験場小豆分場の物品取扱	略

文書館の出納員	略
略	
農業試験場の出納員	略
	農業試験場小豆分場の収入取扱員
	農業試験場満濃分場の収入取扱員
	農業試験場満濃分場の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納
	略
略	

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	略	
	青年センターの物品取扱員	略
	<u>消防学校の物品取扱員</u>	<u>消防学校の所掌に係る物品の出納及び保管</u>
	略	
県立ミュージアムの出納員	略	
農業試験場の出納員	略	
	農業試験場小豆分場の物品取扱	略

員	
略	

員	
農業試験場満濃 分場の物品取扱 員	<u>農業試験場満濃分場の所掌に係る 物品の出納及び保管</u>
略	

第81号様式（その1）（第244条関係）

(日本工業規格A4列4番)

現金出納日報（指定金融機関用）

区分		一般(特別)会計	歳入歳出外現金	年度経過県未払金	土地開発基金	その他基金
		年度 年月日 店舗名 国				
取	前日し め後分 現金 証券					
	本日分 現金 証券					
	指定代理等					
	小計					
	公金振替					
	会計(年度)更正					
	当座借越					
	預金繰替え等					
	計					
支	支払済現金					
	公金振替					
	会計(年度)更正					
	当座借越					
	預金繰替え等					
	計					
残	前 高 本 日					
支 出	支払書受領額					
所 属	更 正	+ -	摘要			
日報添付の支払書枚数		枚				

備考 本表は、3部複写とすること。

第81号様式（その1）（第244条関係）

(日本工業規格A4列4番)

現金出納日報（指定金融機関用）

区分		一般(特別)会計	歳入歳出外現金	年度経過県未払金	小規模企業者等設備導入資金特別会計	農業改良資金特別会計	福島県地区臨海工業用土地造成事業特別会計	土地開発基金
		年度 年月日 店舗名 国						
取	前日し め後分 現金 証券							
	本日分 現金 証券							
	指定代理等							
	小計							
	公金振替							
	会計(年度)更正							
	当座借越							
	預金繰替え等							
	計							
支	支払済現金							
	公金振替							
	会計(年度)更正							
	当座借越							
	預金繰替え等							
	計							
残	前 高 本 日							
支 出	支払書受領額							
所 属	更 正	+ -	摘要					
日報添付の支払書枚数		枚						

備考 本表は、3部複写とすること。

第81号様式（その2）（第244条関係）

(用紙寸法B5)

現金出納日報（指定代理金融機関用）

年度	年月日
店舗名	印

収		納	
区	分	件数	金額
合	計		
一般(特別)会計			
土地開発基金			
歳入歳出外現金			
年度経過県未払金			

支		払			
区	分	件数	支払済額	未払額	支払受領書額
合	計				
母子寡婦福祉資金特別会計					
小規模企業者等設備導入資金特別会計					
農業改良資金特別会計					
年度経過県未払金					

支払資金残高			
--------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

第81号様式（その2）（第244条関係）

(用紙寸法B5)

現金出納日報（指定代理金融機関用）

年度	年月日
店舗名	印

収		納	
区	分	件数	金額
合	計		
一般(特別)会計			
小規模企業者等設備導入資金特別会計			
農業改良資金特別会計			
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計			
土地開発基金			
歳入歳出外現金			
年度経過県未払金			

支		払			
区	分	件数	支払済額	未払額	支払受領書額
合	計				
母子寡婦福祉資金特別会計					
小規模企業者等設備導入資金特別会計					
農業改良資金特別会計					
年度経過県未払金					

支払資金残高			
--------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

第81号様式の2（第244条関係）

(用紙寸法B6)

現金収納日報

年度	年月日
店舗名	印

区分	件数	金額	円
合計			
一般(特別)会計			
土地開発基金			
歳入歳出外現金			
摘要			

備考 本表は、2部複写とする。

第81号様式の2（第244条関係）

(用紙寸法B6)

現金収納日報

年度	年月日
店舗名	印

区分	件数	金額	円
合計			
一般(特別)会計			
小規模企業者等設備導入資金特別会計			
農業改良資金特別会計			
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計			
土地開発基金			
歳入歳出外現金			
摘要			

備考 本表は、2部複写とする。

(特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部改正)

第2条 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第6条 契約担当者が特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における会計規則第166条の規定の適用については、<u>同条第1項中「10日前まで」とあるのは「少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）」と、「<u>次に掲げる事項を</u>」とあるのは「<u>次の各号（第5号を除く。）</u>に掲げる事項を香川県報により」と、「5日」とあるのは「10日」と、<u>同条第2項中「同項各号」とあるのは「同項各号（第5号を除く。）</u>」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第6条 契約担当者が特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における会計規則第166条の規定の適用については、<u>同条中「10日前まで」とあるのは「少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）」と、「各号に掲げる事項を」とあるのは「各号（第5号を除く。）に掲げる事項を香川県報により」と、「特に必要があると認めるときは」とあるのは「急を要する場合においては」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(一般競争入札について公告する事項)</p> <p>第7条 契約担当者は、前条の規定により読み替えられた会計規則第166条の規定による公告（以下「一般競争入札の公告」という。）をするときは、<u>同条第1項各号（第5号を除く。）</u>に掲げる事項及び<u>同条第2項に規定する事項</u>のほか、次に掲げる事項についても、公告しなければならない。</p>	<p>(一般競争入札について公告する事項)</p> <p>第7条 契約担当者は、前条の規定により読み替えられた会計規則第166条の規定による公告（以下「一般競争入札の公告」という。）をするときは、<u>同条各号（第5号を除く。）</u>に掲げる事項及び<u>会計規則第171条の規定により公告しておかなければならぬ事項</u>のほか、次に掲げる事項についても、公告しなければならない。</p>
<p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(指名競争入札の通知)</p> <p>第10条 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとするときは、会計規則第182条の規定にかかわらず、会計規則第181条の規定により指名した入札者に対し、前条第1項の規定による公示（以下「指名競争入札の公示」という。）の日において、会計規則第166条第1項各号（第5号及び第8号を除く。）に掲げる事項及び<u>同条第2項に規定する事項</u>を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(指名競争入札の通知)</p> <p>第10条 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとするときは、会計規則第182条の規定にかかわらず、会計規則第181条の規定により指名した入札者に対し、前条第1項の規定による公示（以下「指名競争入札の公示」という。）の日において、会計規則第166条各号（第5号及び第8号を除く。）に掲げる事項及び<u>会計規則第171条の規定により公告しておかなければならぬ事項</u>を書面により通知しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(香川県会計規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の香川県会計規則第153条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の香川県会計規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。